

大阪市北区役所生活支援課臨時的任用職員募集要項

1 職務内容

生活保護に基づく業務全般

- ・ケースワーク業務
- ・その他生活保護に関する電話・窓口対応、システム等入力処理

※本務職員の配置状況等により、任用期間中であっても担当業務の変更が生じる場合があります。

2 任用資格

次の（１）、（２）、（３）のいずれにも該当する者

- （１） 社会福祉主事任用資格を有する者
- （２） 地方公務員法第16号各号に該当しない者
- （３） 日本国籍を有する者

※臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

（参考）地方公務員法（抜粋）

[欠格条項]

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定人員

1名

4 任用期間

令和7年9月1日～令和8年2月28日

なお6月を超えない期間で延長することがあります。

5 勤務条件等

（１）勤務地

大阪市北区役所 生活支援課 （北区役所3階）

（２）勤務日

月曜日～金曜日

（３）勤務時間

午前9時00分～午後5時30分（休憩時間45分含む）

（４）休日

土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替える。

- (5) 休暇
年次有給休暇（10日、任用期間に応じて比例付与）、その他特別休暇（忌引休暇等）
- (6) 給料
月額 224,576円（地域手当含む。令和7年7月現在）
※職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。
- (7) 手当
通勤手当 上限1か月あたり55,000円
その他各種手当（扶養手当・住居手当・超過勤務手当・期末勤勉手当）あり
※本市職員基準に準じます。
- (8) その他
共済保険（介護保険）、厚生年金に加入
上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後お知らせします。

6 選考方法

- (1) 筆記試験（論文及び書類選考）
申込時に課題についての論文を提出すること。
課題
「適正な保護を実施するうえでケースワーカーとして気をつけるべき点を述べてください。」
論文により職務に対する意欲、文章力等について、審査するとともに、経歴に基づき職務の適正、事務処理能力を判断します。
北区役所生活支援課臨時的任用職員選考試験（解答様式）を使用し、400字程度で解答してください。
- (2) 面接試験
日時：令和7年8月19日（火曜日）午前9時30分から順次試験を行います。（試験時間15分程度）
場所：北区役所4階405会議室
（詳細な日時・場所は「受験案内」で通知し、変更には応じられません。）

7 申込み方法

次の書類等を郵送により受け取ります。必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）にて送付してください。（持参による申込受付は行いません。）
※書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市北区役所生活支援課臨時的任用職員採用申込書 1通
※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

- (2) 申し立て書 1通

- (3) 社会福祉主事任用資格の確認が出来る書類 1通
- ・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書
 - ・社会福祉主事認定講習会受講修了証明書
 - ・社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等
- ※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

13 問合わせ先

北区役所生活支援課 担当：小松・植田

郵便番号 530-8401

大阪市北区扇町2丁目1番27号（北区役所3階35番窓口）

電話 06-6313-9872